

(別紙)

代理行為一覧

保佐・補助で代理権付与の申立てをする場合、必要な代理行為をチェックしてください。

内容については、本人の同意を踏まえた上で、最終的に、裁判所が決めます。

1 財産管理関係

(1) 不動産関係

- 本人の不動産に関する取引 (売却, 担保権設定, 賃貸, _____)
- 他人の不動産に関する (購入, 借地, 借家) 契約の締結・変更・解除
- 住居等の新築・増改築・修繕に関する請負契約の締結・変更・解除

(2) 預貯金等金融関係

- 預貯金に関する金融機関との一切の取引 (解約・新規口座の開設を含む。)
- その他の本人と金融機関との取引 (貸金庫取引, 保護預かり取引, 証券取引, 為替取引, 信託取引, _____)

(3) 保険に関する事項

- 保険契約の締結・変更・解除
- 保険金の請求及び受領

(4) その他

- 定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続 (家賃・地代, 年金・障害手当金
その他の社会保障給付, _____)
- 定期的な支出を要する費用の支払い及びこれに関する諸手続 (家賃・地代, 公共料金, 保険料, ローンの返済金, _____)
- 本人の負担している債務の弁済及びその処理

2 相続関係

- 相続の承諾・放棄
- 贈与, 遺贈の受諾
- 遺産分割又は単独相続に関する諸手続
- 遺留分減殺の請求

3 身上監護関係

- 介護契約（介護保険制度における介護サービスの利用契約，ヘルパー・家事援助者等の派遣契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払
- 要介護認定の申請及び認定に関する不服申立て
- 福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払
- 医療契約及び病院への入院に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払

4 登記・税金・訴訟関係

- 税金の申告・納付
- 登記・登録の申請
- 本人に帰属する財産に関して生ずる紛争についての訴訟行為（民事訴訟法55条2項の特別授権事項を含む。）（*保佐人又は補助人が当該訴訟行為について訴訟代理人となる資格を有する者であるとき。）
- 訴訟行為（民事訴訟法55条2項の特別授権事項を含む。）について，当該行為につき訴訟代理人となる資格を有する者に対し授権をすること

5 その他

- （ 市区町村役場， 年金事務所， _____ ）に対する（ 申告， 届出， 申請， 受領， 証明書等の請求 ， _____ ）
- 以上の各事務の処理に必要な費用の支払
- 以上の各事務に関連する一切の事項

* 民法上，代理行為を特定するべきことになっていきますので，「本人の不動産，動産等に関する管理・処分」といった包括的代理権の付与は許されません。